令和6年4月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記 前橋地方裁判所令和元年(ワ)第659号 損害賠償等請求事件 口頭弁論終結日 令和6年1月31日

判

決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主

文

- 1 被告飯塚は、原告に対し、被告新井と連帯して110万円及びこれに対する令和2年1月26日から支払済みまで年5分の割合による金銭を支払え。
- 2 被告新井は、原告に対し、275万円及びこれに対する令和2年 1月26日から支払済みまで年5分の割合による金銭(ただし、1 10万円及びこれに対する令和2年1月26日から支払済みまで年 5分の割合による金銭の限度で被告飯塚と連帯して)を支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを120分し、その2を被告飯塚の、その5を被告新井の各負担とし、その余を原告の負担とする。
 - この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

。 第1 事案の概要

10 ,

草津町長である原告は、被告らが、原告が草津町役場の町長室において被告新井と性交渉をした(以下「本件性交渉」という。)などの虚偽の事実を摘示して原告の名誉を毀損したと主張し、被告らに対し、共同不法行為による損害賠償を請求するとともに、被告飯塚に対し、民法723条による謝罪広告を請求した。

25 第2 請求

1 被告らは、原告に対し、連帯して4400万円及びこれに対する令和2年1

月26日から支払済みまで年5分の割合による金銭を支払え。

- 2 被告飯塚は、原告に対し、別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を掲載せよ。 (請求の法的根拠)
- ・上記1の主請求:名誉毀損の共同不法行為(民法719条1項)による損害賠償請求
 - ・上記1の附帯請求:遅延損害金請求(起算日は不法行為の日以降の日、利率は 平成29年法律第44号による改正前の民法所定。)
 - ・上記2:民法723条による名誉回復措置請求

第3 事案の概要

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、本文中に掲記の証拠及び弁論の全趣旨 により容易に認めることができる。

(1) 当事者

ア原告は、草津町長である。

5 イ 被告飯塚は、電子書籍「草津温泉 漆黒の闇5」(以下「本件電子書籍」と いう。)を出版したジャーナリストである。

ウ 被告新井及び被告中澤は、下記(2)の各行為があった当時、草津町議会議員で あった。

(2) 事実経過

ア 被告新井は、令和元年10月頃、被告飯塚に対し、平成27年1月8日に町 長室で原告と肉体関係(本件性交渉)を持った旨記載した被告新井直筆の手紙(以 下「本件手紙」という。)、本件性交渉に至る経緯を記載した被告新井作成の告白 文(以下「本件告白文」という。)等を送付した(以下「本件情報提供」とい う。)。(乙5、6、60)

イ 被告飯塚は、令和元年11月11日、アマゾンジャパン合同会社が運営する ウェブサイトにおいて、本件電子書籍を出版した(以下「本件出版行為」といい、 同ウェブサイトの本件電子書籍に係るウェブページを「本件ウェブページ」という。)。

本件電子書籍には、別紙記述目録記載の各記述を含め、本件告白文の内容がそのまま掲載されたほか、本件手紙が画像として掲載された。 (甲1、乙1、54)

ウ 被告新井は、令和元年11月29日、被告飯塚同席の下、渋川市役所において記者会見を開催し、原告と本件性交渉をしたこと等の発言をした(以下「本件記者会見発言」という。)。(甲24)

エ 被告中澤は、令和元年12月2日、草津町議会において、草津町長不信任決議案を提出し、被告新井が原告と本件性交渉をしたことを告発した旨記載された同決議案の理由書を読み上げた(以下「本件理由書読み上げ行為」という。)。 (甲2、25)

オ 被告新井は、前記エの草津町議会において、原告と本件性交渉をしたことは 事実であること及び被告新井以外の女性から、原告から性被害を受けたとの告発を 受けていることを発言した(以下「本件議会発言」という。)。(甲25、26)

15

カ 被告新井は、令和元年12月23日、24日及び26日、自身のブログにおいて、原告からセクハラ被害を受けているのは被告新井だけではないこと、被告新井が原告と望まない肉体関係を持ったこと等を、同月29日、自身のFacebookにおいて、被告新井の知人2名が被告新井から本件性交渉の告白を受けたことを記載し署名した書面2通を、それぞれ公開した(以下「本件ウェブ公開行為」という。)。(甲27~30)

キ 被告新井は、令和2年1月9日、原告のセクハラを告発したこと、被告新井 以外にも原告からセクハラやパワハラの被害にあったという声が複数届いているこ と等を記載した折り込みビラを作成し、これを草津町内の住戸へ配布した(以下 「本件ビラ配布行為」といい、本件情報提供、本件出版行為、本件記者会見発言、 本件理由書読み上げ行為、本件議会発言及び本件ウェブ公開行為と合わせて「本件 各行為」という。また、被告新井による本件情報提供、本件記者会見発言、本件議 会発言、本件ウェブ公開行為及び本件ビラ配布行為を合わせて「本件各新井行為」 という。)。(甲18)

ク 被告飯塚は、令和4年12月7日付けで、各種SNSにおいて、本件電子書籍の内容が誤報であったことを認め、原告に対する謝罪声明書を発表するとともに、原告に対し、上記と同内容の謝罪文書を送付し、さらに、本件電子書籍の販売を打ち切った。(乙69~72)

- 2 争点
- (1) 本件訴訟の提起が被告飯塚に対する訴権の濫用に当たるか否か(争点1)
- (2) 本件各行為について、名誉毀損が成立するか否か(争点2)
- (3) 本件各行為について、違法性阻却事由があるか否か(争点3)
 - (4) 本件各行為について、被告らの共同不法行為が成立するか否か(争点4)
 - (5) 原告の損害額(争点5)
 - (6) 被告飯塚による謝罪広告の必要があるか否か(争点6)
 - 3 争点に対する当事者の主張
- 5 別紙当事者の主張のとおりである。

第4 判断

1 認定事実

本文中に掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被告新井は、平成27年1月8日、町長室において原告と面会し、長野原警察署から、被告新井が当時の時間湯(湯長と呼ばれる者の指導・号令によって行われる草津温泉の入浴法)の湯長を脅迫したとして事情聴取を受けたことについて相談した。

被告新井は、上記面会の内容を録音していたが、同録音には、原告が被告新井と本件性交渉をしたことや被告新井に対してわいせつ行為をしたことをうかがわせる音声は記録されていない。(甲45)

(2) 被告飯塚は、令和元年8月半ば頃、被告新井がある旅館の関係者と性的関係

を持った旨の文書、被告新井が原告を好いており、町長室で二人きりになった時に 気持ちが通じたときは嬉しかった旨記載された上、原告と腕を組んでいる写真が貼 付された文書及び被告新井が草津町内の複数の男性と関係を持ったことなどが記載 された文書を入手した。そこで、被告飯塚は、令和元年9月9日、上記各文書の真 偽等について確認すべく被告新井を取材し、その際に、原告と肉体関係があったか 否かを質問したところ、被告新井は、黙ってうなずいた。

同取材の際、被告飯塚は、被告新井から、上記以上の本件性交渉の具体的な内容等の説明を受けなかった。(乙2~4、12、54、被告新井、被告飯塚)

- (3) 被告飯塚は、令和元年9月19日、原告に対し、時間湯に関する取材をしたが、本件性交渉に関する取材はしなかった。(被告飯塚)
 - (4) 被告新井は、令和元年10月18日、被告飯塚に対し、本件手紙、本件告白文等を送付した(本件情報提供)。

本件手紙、本件告白文等には、被告新井が原告と肉体関係(本件性交渉)を持ったことや本件性交渉に至る経緯の記載があるものの、本件性交渉の具体的な内容は記載されていない。(乙5、6)

(5) 被告飯塚は、令和元年10月18日、被告新井に対し、本件手紙や本件告白文が届いたこと、本件情報提供の内容を略さずにそのまま引用し、被告新井の思いを世の中の人に受け止めてもらう考えであること等を記載したメールを送信した。

これに対し、被告新井は、同日、被告飯塚に対し、本件電子書籍の内容については被告飯塚に任せることを記載したメールを返信した。 (乙62、63)

(6) 被告飯塚は、令和元年11月11日、アマゾン合同会社の運営するウェブサイトにおいて、別紙記述目録記載の各記述を含め、本件告白文の内容をそのまま掲載したほか、本件手紙を画像として掲載した本件電子書籍の出版(本件出版行為)をした。また、本件ウェブページには、「草津町議会の歴史を変えた初の女性町議員」、「私、〇〇〇〇は、町長室にて町長と肉体関係をもちました(告白書画像)」等、本文中に本件性交渉の内容が記載されていることが分かるような形で、本件電

子書籍の目次が記載されていた。

被告飯塚が被告新井を取材してから本件出版行為をするまでの間に、本件情報提供以外に、被告飯塚が被告新井に対して本件性交渉の具体的な内容を確認するとか、被告新井が被告飯塚に対して本件性交渉の具体的な内容を説明するということはなかった。(甲1、乙1、54、被告新井)

- (7) 被告新井は、予め被告飯塚と記者会見の内容について本件電子書籍の内容が 真実であることを伝えることとするとの打合せをした上で、令和元年11月29日、 被告飯塚同席の下、渋川市役所において記者会見を開催し、原告と本件性交渉をし たこと、原告が被告新井を抱き寄せ、キスをして押し倒したこと、被告新井が抵抗 したこと等の発言(本件記者会見発言)をした。本件記者会見発言は、テレビで全 国放映された。(甲24、被告新井本人、被告飯塚本人)
- (8) 被告中澤は、令和元年12月2日、草津町議会において、草津町長不信任決議案を提出し、議長から議案の説明をするよう促されたことから、その議事進行に従って、被告新井が原告と本件性交渉をしたことを告発したこと及び原告が町長として欠格であること等が記載された同決議案の理由書を読み上げた(本件理由書読み上げ行為)。(甲2、25)
- (9) 被告新井は、令和元年12月2日の草津町議会において、原告と本件性交渉をしたことは事実であること及び被告新井以外の女性から、原告から性被害を受けたとの告発を受けていることについて発言(本件議会発言)をした。(甲25, 26)
- (10) 被告新井は、令和元年12月23日、24日、26日及び29日、自身のブログ又はFacebookにおいて、原告からセクハラ被害を受けているのは被告新井だけではないこと及び被告新井が原告と望まない肉体関係を持ったことを記載するとともに、被告新井の知人2名が被告新井から本件性交渉の告白を受けたことを記載し署名した書面2通の公開(本件ウェブ公開行為)をした。(甲27~30)
 - (11) 被告新井は、令和2年1月9日、原告のセクハラを告発したこと、被告新井

以外にも原告からセクハラやパワハラの被害にあったという声が複数届いていること等を記載した折り込みビラを作成し、これを草津町内の住戸へ配布した(本件ビラ配布行為)。(甲18)

- (12) 被告飯塚は、令和4年12月7日付けで、各種SNSにおいて、本件電子書籍の内容が誤報であったことを認め、原告に対して謝罪する内容の謝罪声明書を発表するとともに、原告に対し、上記と同内容が記載された謝罪文書を送付し、さらに、本件電子書籍の販売を打ち切った。(乙69~72)
- 2 争点1 (本件訴訟の提起が被告飯塚に対する訴権の濫用に当たるか否か) に ついて
- 被告飯塚は、原告は、本件性交渉があったことを承知しながら、本件性交渉が虚偽であると主張し、威嚇・恫喝の手段として4400万円の損害賠償を請求するなとという被告らの経済力を無視した本件訴訟を提起しているから、本件訴訟は訴権の濫用に当たると主張する。

しかし、後記 4(1)のとおり、本件性交渉があったというのは虚偽であるから、原 告が被告らに対して損害賠償を求める本件訴訟を提起することが訴権の濫用に当た るとはいえない。

- 3 争点2 (本件各行為について、名誉毀損が成立するか否か) について
- (1) 被告新井の本件情報提供について

ア 本件情報提供は、原告が本件性交渉をしたとの事実を摘示するものであり、 原告が、公人であるにもかかわらず、町長室という公的空間で性交渉をする人物で あるという印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

- イ 被告新井の主張について
- (ア) 被告新井は、本件情報提供は被告飯塚に対してのみしたものであり、原告の 社会的評価を低下させるものではないと主張する。
- しかし、前記前提事実及び前記認定事実のとおり、本件情報提供は、ジャーナリストである被告飯塚の取材に応じてされたものであるから、本件情報提供は、その

内容を被告飯塚を介して第三者に伝播させる可能性の高い行為といえる。そうする と、本件情報提供が直接的には被告飯塚に対してのみされたものであったとしても、 これによって、原告の社会的評価を低下させる蓋然性があるから、被告新井の上記 主張は採用することができない。

(イ) 被告新井は、仮に被告飯塚の出版行為によって原告の社会的評価が低下したとしても、本件電子書籍の執筆・出版は専ら被告飯塚が担っており、被告新井は、本件情報提供の内容がそのまま本件電子書籍に記載されることを承知していなかったから、被告新井の本件情報提供と被告飯塚の本件出版行為による原告の社会的評価の低下との間に相当因果関係はないと主張する。

一般に、書籍の編集権は当該書籍の著者にあり、著者から取材を受けた者は、提供した情報の内容がそのままの形で書籍に掲載されることを予見していないのが通常であるため、取材を受けた者が提供した情報の内容がそのままの形で書籍に掲載されたとしても、取材を受けた者がした情報提供行為とその内容がそのままの形で書籍に掲載されたことにより生じた他人の社会的評価の低下との間には、原則として相当因果関係がないものと解される。しかし、著者から取材を受けた者が、提供した情報の内容がそのままの形で書籍に掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認しながらあえて著者に対して情報を提供した場合には、取材を受けた者がした情報提供行為とその内容がそのままの形で書籍に掲載されたことにより生じた他人の社会的評価の低下との間には、例外的に相当因果関係があるものと解される。

前記認定のとおり、本件電子書籍は、本件情報提供に係る本件手紙及び本件告白 文の内容をそのままの形で掲載しており、後記(2)で説示するとおり、本件電子書籍 の出版によって原告の社会的評価が低下したと認められる。そして、前記認定のと おり、被告新井は、本件情報提供をした当日、被告飯塚から本件情報提供の内容を 略さずにそのまま引用し、被告新井の思いを世の中の人に受け止めてもらう考えで あるとのメールを受信したのに対し、本件電子書籍の内容については被告飯塚に任 せるとのメールを返信していることからすれば、本件情報提供当時から、その内容 がそのままの形で本件電子書籍に掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認 しながらあえて被告飯塚に対して本件情報提供をしたことが推認される。

そうすると、被告新井の本件情報提供と被告飯塚の本件出版行為による原告の社会的評価の低下との間には、相当因果関係があるというべきであるから、被告新井の上記主張は採用することができない。

ウ 以上によれば、被告新井の本件情報提供には名誉毀損が成立する。

(2) 被告飯塚の本件出版行為について

被告飯塚は、本件電子書籍及び本件ウェブページの大部分は、原告の社会的評価 を低下させないものであるから、被告飯塚の本件出版行為に名誉毀損は成立しない と主張する。

しかし、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に判断すれば、本件電子書籍及 び本件ウェブページの内容は、いずれも原告が本件性交渉をしたとの事実を摘示す るものであって、原告が、公人であるにもかかわらず、町長室という公的空間で性 交渉をする人物という印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものであるとい える。

したがって、被告飯塚の本件出版行為には名誉毀損が成立するから、被告飯塚の 上記主張は採用することができない。

(3) 被告中澤の本件理由書読み上げ行為について

国会議員が、国会で個別の国民の名誉を毀損する発言をしたとしても、これが違法とされるためには、当該国会議員が、その職務とはかかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とする(最高裁判所平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3850頁参照)。住民の代表機関である地方議会においても、住民の間に存する多元的な意見及び諸々の利益を、その構成員たる地方議会議員の自由な討論を通して調整し、究極的には多数決原理

によって地方の政治を実現していくために、地方議会議員があらゆる面から質疑等を尽くすことが求められているという点で、国会議員と共通するものがある。そこで、地方議会議員が、地方議会で特定の個人の名誉を毀損する発言をしたとしても、これが違法とされるためには、当該地方議会議員が、その職務とはかかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とすると解すべきである。

確かに、被告中澤の本件理由書読み上げ行為は、被告新井が原告と本件性交渉をしたことを告発したとの事実を摘示するものであるから、原告の社会的評価を低下させるものといえる。しかし、被告中澤の本件理由書読み上げ行為は、草津町議会において、草津町長不信任決議案の審議に際し、議長から議案の説明をするよう促されたことから、その議事進行に従ってされたものであり、草津町議会議員の職務としてされたものである。そして、本件全証拠によっても、被告中澤について、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があると認めるに足りない。

したがって、被告中澤の本件理由書読み上げ行為は違法とはいえず、名誉棄損に よる不法行為は成立しない。

(4) 被告新井の本件記者会見発言、本件議会発言、本件ウェブ公開行為及び本件 ビラ配布行為について

ア 被告新井の上記各行為は、原告が本件性交渉をしたとの事実を摘示するものであるから、原告が、公人であるにもかかわらず、町長室という公的空間で性交渉をする人物という印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものである。

また、被告新井の本件議会発言、本件ウェブ公開行為及び本件ビラ配布行為は、原告が被告新井以外の女性に対しても性加害をしたとの事実を摘示するものであるから、原告が、公人であるにもかかわらず、女性に対して性加害をする人物という

印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものである。

したがって、被告新井の上記各行為には名誉毀損が成立する。

イ 被告新井は、原告及び草津町議会議員らが本件出版行為後に草津町内に配布 したビラにより、被告新井が嘘つきでいかがわしい人物であるとの印象付けがされ たことからすると、被告新井の上記各行為によって摘示された事実の信用性は著し く乏しく、これによって原告の社会的評価が低下することはあり得ないと主張する。

しかし、証拠(丙3~5)によれば、原告及び草津町議会議員らが、本件出版行 為後、本件性交渉が虚偽であること、被告新井が嘘つきであること等を記載した各 ビラを草津町内に配布したことが認められるが、各ビラの内容を踏まえても、その 配布がされたことで、被告新井の上記各行為によって、その摘示された事実の信用 性が失われたとまではいえず、原告の社会的評価が低下しないとはいえない。

したがって、被告新井の上記主張は採用することができない。

ウ なお、被告新井の本件議会発言は地方議会議員としてした草津町議会での発言であるため、前記(3)と同様に、違法か否かが問題となるけれども、後記4で説示したところによれば、被告新井は、原告が本件性交渉をしたとの事実及び原告が被告新井以外の女性に対して性加害をしたとの事実がいずれも真実でないことを認識しながら、あえて上記各事実を摘示したものであるから、被告新井には、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があるというべきである。

したがって、被告新井の本件議会発言は違法であり、名誉毀損が成立することは 否定されない。

4 争点3 (本件各行為について、違法性阻却事由があるか否か)について 事実を摘示しての名誉棄損については、その行為が公共の利害に関する事実に係 り専ら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明さ れたときは、当該行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解され、も し、上記事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実 を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、当該行為には故意もしくは過失がなく、不法行為は成立しないものと解される(最高裁判所昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁参照)。

(1) 被告新井について

ア 原告が本件性交渉をしたとの事実の摘示について

前記認定のとおり、被告新井が平成27年1月8日に原告と面会した際の録音に、本件性交渉があったことをうかがわせる音声は記録されていない。また、被告新井は、本人尋問において、本件性交渉は真実でなかった旨供述している。そうすると、本件性交渉があったというのは虚偽であると認められるから、被告新井において、原告が本件性交渉をしたとの事実を摘示したことについて、違法性阻却事由は認められない。

被告新井は、原告が、平成27年1月8日、被告新井に対し、被告新井の上着の中に手を入れて胸を触る、太ももを触るなどのわいせつ行為に及んだから、本件各新井行為に係る主要な事実は真実であると主張し、被告新井の供述にはこれに沿う部分がある。

しかし、本件各新井行為は本件性交渉の事実を摘示するものであるから、仮に原告の被告新井に対する上記わいせつ行為が真実であったとしても、摘示された事実が真実であるということはできない。また、被告新井が、本件訴訟において、当初、本件性交渉があったことは真実である旨主張していたのに、被告新井の本人尋問の直前になって、上記主張を撤回した上、原告が被告新井に対してわいせつ行為をしたことは真実であると主張を変遷させ、かつ、この主張の変遷に合理的な理由は見出せないこと、前記認定のとおり、被告新井が平成27年1月8日に原告と面会した際の録音に、原告が被告新井にわいせつ行為をしたことをうかがわせる音声は記録されていないことからすると、被告新井の上記供述は信用することができない。

したがって、被告新井の上記主張は採用することができない。

イ 原告が被告新井以外の女性に対して性加害をしたとの事実の摘示について

被告新井は、ある女性が原告と深い関係になったこと等が記載された投書を受け取ったこと及び複数の元草津町議会議員や宿泊業関係者から、当該女性が原告からの連絡に困惑していたこと等を聞いたことからすると、原告が被告新井以外の女性に対して性加害をしたことは真実であるし、被告新井がこれを真実であると信ずるについて相当な理由があると主張する

しかし、被告新井が受け取った上記投書(丙15)には、ある女性が原告と深い関係になったことや原告が当該女性の就職を世話したことなどが記載されているものの、当該女性が原告から性被害を受けた旨は記載されていない。また、被告新井は、本人尋問において、草津町民から、原告から性被害を受けた女性がいるという話を聞いたことはない旨供述している。そうすると、原告が被告新井以外の女性に対して性加害をしたことが真実であるとはいえず、また、被告新井がこれを真実であると信ずるについて相当の理由があるとはいえない。

したがって、被告新井において、原告が被告新井以外の女性に対して性加害をしたとの事実を摘示したことについて違法性阻却事由は認められず、被告新井の上記主張は採用することができない。

ウ 小括

以上によれば、本件各新井行為について、違法性阻却事由は認められない。

(2) 被告飯塚について

ア 前記認定のとおり、被告飯塚は、令和元年9月9日に被告新井を取材してから同年11月11日に本件出版行為をするまでの間、被告新井から、本件性交渉の具体的な内容の説明を受けなかったにもかかわらず、被告新井に対し、その説明を求めることも、その内容を確認することもしなかった。また、前記認定のとおり、被告飯塚は、原告に対し、本件性交渉に関する反面取材をする機会があったのに、これをしていない。そうすると、被告飯塚は、本件性交渉があったことが真実か否かについて十分な取材等をしなかったものであるから、本件性交渉があったことが真実と信ずるについて相当の理由があるとはいえない。

したがって、被告飯塚の本件出版行為について、違法性阻却事由は認められない。 イ 被告飯塚の主張について

(ア) 被告飯塚は、①被告新井が、被告飯塚の取材に応じて、本件性交渉があったことを告白し、被告飯塚に対し、本件手紙や本件告白文を送付していること、②被告新井の本件性交渉を告白した際の態度・様子が自然であったこと、③同告白の内容が自然かつ詳細であったこと、④同告白が客観的事実による裏付けを伴うものであったこと、⑤被告新井に虚偽の告白をする動機がないことからすると、被告飯塚には、本件性交渉が真実であると信じるについて相当の理由があると主張する。

しかし、上記①、②及び⑤の事情があるとしても、被告飯塚において本件性交渉があったことが真実であると信ずるについて相当な理由があるとの根拠としては足りない。

上記③については、前記アで説示したとおり、被告飯塚は、本件出版行為までの間、被告新井から、本件性交渉の具体的な内容の説明を受けていないにもかかわらず、その説明を求めたり、その内容を確認したりすることもしなかったのであるから、被告新井の告白の内容が真実であると信ずるに足りるものであったとはいえない。

上記④については、本件全証拠によっても、本件性交渉があったことを裏付ける 客観的事実があったことを認めるに足りない。

(イ) 被告飯塚は、原告に対する反面取材をしなかったのは、原告が、強引に湯長制度を廃止したような人物であり、また、虚偽の文書を作成するなどして事実を歪曲・捏造すると想定される人物であったことから、原告に対して取材をしても意味がなく、かえって取材をすることによる弊害が予想されたためであり、合理的な理由があると主張する。

しかし、原告に対して本件性交渉に関する反面取材をすることの意味は、原告の本件性交渉の事実に対する認否や原告の認識している本件性交渉当日の事実経過を確認したり、原告の反面取材に対する態度・言動等を観察したりして、被告新井の

本件情報提供の内容の真実性を吟味し、場合によっては、原告の認識している上記事実経過を裏付けるような客観的事実の有無を確認することなどを通して、本件性交渉があったことが真実か否かを検討する点にある。そうすると、仮に原告が被告飯塚の主張するような人物であったとしても、そのことをもって、原告に対する本件性交渉に関する反面取材をせずに、本件出版行為をすることが正当化されるものではない。

- (ウ) したがって、被告飯塚の上記各主張はいずれも採用することができない。
- 5 争点4 (本件各行為について、被告らの共同不法行為が成立するか否か) に ついて
- (1) 被告新井の本件情報提供及び被告飯塚の本件出版行為について

前記認定のとおり、被告飯塚は、被告新井の本件情報提供を受け、その内容をそれのままの形で掲載した本件電子書籍を出版した。そうすると、被告新井の本件情報提供と被告新井の本件出版行為には関連共同性が認められるから、共同不法行為が成立する。

(2) 被告新井の本件記者会見発言について

ア 前記認定のとおり、被告飯塚は、予め被告新井と記者会見の内容について本件電子書籍の内容が真実であることを伝えることとするとの打合せをした上で、記者会見に同席した。そうすると、被告飯塚は、被告新井と共同して、記者会見を開催したものといえ、被告新井の本件記者会見発言について共同不法行為が成立する。

イ 原告は、被告新井の本件記者会見発言によって原告が被った名誉毀損の損害と、被告中澤の本件理由書読み上げ行為によって原告が被った名誉毀損の損害とが不可分であるから、被告中澤には、民法719条1項後段類推適用による共同不法行為が成立すると主張する。

しかし、前記 3 (3)で説示したとおり、被告中澤の本件理由書読み上げ行為に名替 毀損による不法行為は成立しないから、原告の上記主張はその前提を欠くものであ って、採用することができない。

(3) 被告新井の本件議会発言について

ア 原告は、被告新井の本件議会発言は、被告中澤の本件理由書読み上げ行為と同一の草津町議会でされたものであり、関連共同性が認められるから、被告中澤には、民法719条1項前段による共同不法行為が成立すると主張するけれども、この主張が前提を欠くことは、前記(2)イで説示したとおりである。

イ 原告は、被告新井の本件議会発言によって原告が被った名誉毀損の損害と、 被告飯塚の本件出版行為によって原告が被った名誉毀損の損害とが不可分であるか ら、被告飯塚には、民法719条1項後段類推適用による共同不法行為が成立する と主張する。

しかし、被告新井の本件議会発言によって原告が被った名誉毀損の損害は、被告 飯塚の本件出版行為によって原告が被った名誉毀損の損害とは別個独立のものとい うべきであって、これらの損害が不可分のものとはいえない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(4) 被告新井の本件ウェブ公開行為及び本件ビラ配布行為について

原告は、被告新井の上記各行為によって原告が被った名誉毀損の損害と、被告飯塚の本件出版行為及び被告中澤の本件理由書読み上げ行為によって原告が被った名誉毀損の損害とが不可分であるから、被告飯塚及び被告中澤には、民法719条1項後段類推適用による共同不法行為が成立すると主張するけれども、これを採用することができないことは、被告飯塚については前記(3)イで、被告中澤については前記(2)イで説示したとおりである。

(5) 小括

以上によれば、被告新井と被告飯塚には、被告新井の本件情報提供及び被告飯塚の本件出版行為並びに被告新井の本件記者会見発言について、共同不法行為が成立するから、被告新井及び被告飯塚は、それぞれの損害賠償責任の範囲内で、連帯して賠償金を支払う義務を負う。

6 争点5 (原告の損害額) について

(1) 被告新井について

アー慰謝料

250万円

被告新井の名替毀損行為である本件新井各行為が合計 5 回に及ぶこと、これらの 行為によって摘示された事実が、原告が本件性交渉をしたこと及び被告新井以外の 女性に対して性加害をしたことであり、いずれも草津町長である原告の社会的評価 を大きく低下させるものであること、殊に本件記者会見発言はテレビで全国放映さ れたこと、その他本件に顕れたすべての事情及び弁論の全趣旨を勘案して、慰謝料 は250万円が相当である。

イ 弁護士費用

25万円

か 弁護士費用は、25万円を相当と認める。

ウ 合計

275万円

(2) 被告飯塚について

ア 慰謝料

100万円

被告飯塚が本件出版行為をしたことに加え、被告新井の本件記者会見発言について共同不法行為が成立すること、これらの行為によって摘示された事実が、前記(1)アで説示したとおり、原告の社会的評価を大きく低下させるものであること、他方、被告飯塚が本件電子書籍の内容が誤報であることを認め、原告に謝罪しており、本件電子書籍の販売を打ち切っていること等を考慮し、慰謝料は100万円が相当である。

イ 弁護士費用

10万円

弁護士費用は、10万円を相当と認める。

ウ合計

110万円

7 争点6 (被告飯塚による謝罪広告の必要があるか否か) について

前記認定のとおり、被告飯塚は、各種SNSにおいて、本件電子書籍の内容が誤 報であったことを認め、原告に対して謝罪する内容の謝罪声明書を発表し、原告に 対して上記と同内容が記載された謝罪文書を送付し、さらに、本件電子書籍の販売 を打ち切ったことからすると、被告飯塚において、損害賠償責任に加えて、謝罪広告を掲載すべき必要性があるとまではいえない。

第5 結論

以上によれば、原告の被告飯塚に対する請求は、被告新井と連帯して110万円 及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容すべきであり、原告の被告 新井に対する請求は、275万円及びこれに対する遅延損害金(ただし、110万 円及びこれに対する遅延損害金の限度で被告飯塚と連帯して)の支払を求める限度 で認容すべきであり、原告の被告中澤に対する請求は棄却すべきである。

前橋地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 田 节 巷 框 一

裁判官 杉 浦 正 典電

18

(別紙)

当事者目録

原 告 信 忠 同訴訟代理人弁護士 吉 野 晶 被 告 飯塚玲児こと飯嶋辰昭 (以下「被告飯塚」という。) 同訴訟代理人弁護士 芳 10 克 被 告 新 井 祥 (以下「被告新井」という。) 同訴訟代理人弁護士 和久田 被 告 中 澤 康治 (以下「被告中澤」といい、被告飯塚及び被告新井と合わせて「被告ら」という。) 同訴訟代理人弁護士 木 村 仁

謝罪広告目録

1 掲載紙及び種類

読売新聞全国版,朝日新聞全国版,毎日新聞全国版,産経新聞全国版及び上 毛新聞

2 謝罪広告の内容

私,被告飯塚玲児は、2019年11月,Amazon Services International, Inc. が販売する Kindle 版として自費出版した電子書籍『草津温泉漆黒の闇5』において、原告に関し、虚偽の事実を記載してその名誉を毀損し、同人の人格的利益を著しく侵害しました。ここに深く謝罪を致しますとともに、同人の名誉を毀損した部分についての記述は根拠がない虚偽であったことを認め、全て撤回致します。

年 月 日 著述業 被告飯塚玲児

3 退載の体裁

突出広告 (横55 mm, 縦84 mm) 本文は, 12ポイント以上の活字による。

以上

記 述 目 録

- 1 「約束の日、町長室に入ると、町長は笑顔で迎えて下さり、「どうしたの?」 と椅子を勧めながら優しく聞いてくれました。」
- 2 「町長は、六法全書を持ち出してきて、テーブルの上に置くと、私に隣に来るように促しました。」
- 3 「中沢敬も自分の言うことを聞くし、連絡しておいてあげるから。」と提案してくれました。」
- 4 すると、町長は、「へっへっへっ」と嬉しそうに笑いました。そして、私に顔 を近づけてきて、耳元で「G や、井田君とは、やったの?」と聞いてきました。
- 5 「町長は、「(肉体) 関係をもったの?」と言い、驚いて、私が首を振って否 定すると、「そう」と言って抱き寄せてきました。」
- 6 「私は、求められて、嬉しい反面、不安や複雑な気持ちを感じながら聞いていました。拒んだら、町長の気持ちが離れてしまう、私を応援してくれる人、選挙のこと、トラブルのことなど、色々なことが頭を駆け巡り、受け止めることしかできませんでした。行為が終わり、乱れた服を直すと、町長は「協会長に連絡してみる」と言って、電話をしてくれました。

以上

当事者の主張

(1) 争点2 (本件各行為について、名誉毀損が成立するか否か) について (原告の主張)

ア 被告新井の本件情報提供について

被告新井は、被告飯塚に対し、本件情報提供をし、原告と本件性交渉をしたとの虚偽の事実を告白した。

被告新井は、被告飯塚が本件情報提供の内容をそのまま本件電子書籍に掲載する ことについてあらかじめ承知した上で本件情報提供をしたから、本件情報提供は、 原告の社会的評価の低下と相当因果関係がある。

したがって、被告新井の本件情報提供には名誉毀損が成立する。

イ 被告飯塚の本件出版行為について

被告飯塚は、本件出版行為によって、原告が本件性交渉をしたとの虚偽の事実を 公然と摘示し、原告が、公人であるにもかかわらず、町長室という公的空間で性交 渉をする人物として、原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損した。

したがって、被告飯塚の本件出版行為には名誉毀損が成立する。

ウ 被告中澤の本件理由書読み上げ行為について

被告中澤は、本件理由書読み上げ行為をし、原告が本件性交渉をしたとの虚偽の 事実を摘示した。

草津町議会がインターネット配信されていることからすると、本件理由書読み上げ行為には、地方議会議員の地方議会での発言であっても、公務の範囲を逸脱した被告中澤個人の行為として、名誉毀損が成立する。

エ 被告新井の本件記者会見発言、本件議会発言、本件ウェブ公開行為及び本件 ビラ配布行為について

被告新井は、上記各行為によって、原告と本件性交渉をしたこと及び原告が被告

新井以外の女性に対してセクハラ等をしたこととの虚偽の事実を公然と摘示し、原告が、公人であるにもかかわらず、町長室という公的空間で性交渉をする人物であり、女性に対して性加害をする人物であるとして、原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損した。

したがって、被告新井の上記各行為には名誉毀損が成立する。

(被告新井の主張)

ア 本件情報提供について

本件情報提供は、被告飯塚に対してのみしたものであり、原告の社会的評価を低下させるものではない。

- 仮に被告飯塚の本件出版行為によって原告の社会的評価が低下したとしても、本件電子書籍の執筆・出版は専ら被告飯塚が担っており、被告新井は、本件情報提供の内容がそのまま本件電子書籍に記載されることを承知していなかった。したがって、被告新井の本件情報提供と被告飯塚の本件出版行為による原告の社会的評価の低下との間に相当因果関係はなく、被告新井に名誉毀損は成立しない。
- イ 本件記者会見発言、本件議会発言、本件ウェブ公開行為及び本件ビラ配布行 為について

原告及び被告新井以外の草津町議会議員らが本件出版行為後に草津町内に配布したビラにより、被告新井が嘘つきでいかがわしい人物であるとの印象付けがされたことからすると、被告新井の上記各行為によって摘示された事実の信用性は著しく乏しく、これによって原告の社会的評価が低下することはあり得ない。

したがって、被告新井の上記各行為に名誉毀損は成立しない。

(被告飯塚の主張)

本件電子書籍及び本件ウェブページの大部分は、原告の社会的評価を低下させないものであるから、被告飯塚の本件出版行為に名誉毀損は成立しない。

5 (被告中澤の主張)

被告中澤は、被告新井の言葉を信じ、草津町議会議員としての職責を全うするた

めに草津町長不信任決議案を提出し、その理由書を読み上げただけであり、職務とかかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示したとか、「虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示したものではないから、被告中澤の本件理由書読み上げ行為に名誉毀損は成立しない。

- また、本件理由書読み上げ行為は、公権力の行使に当たる公務員である被告中澤 が、その職務として行ったものであるから、公務員個人である被告中澤は責任を負 わない。
 - (2) 争点3 (本件各行為について、違法性阻却事由があるか否か) について (被告新井の主張)
- 本件性交渉及び原告が被告新井以外の女性に対して性加害をしたことを公表する ことは、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることに ある。

そして、原告は、平成27年1月8日、被告新井に対し、被告新井の上着の中に 手を入れて胸を触る、太ももを触るなどのわいせつ行為に及んだから、本件各新井 行為に係る主要な事実は真実である。

また、被告新井が、ある女性が原告と深い関係になったこと等が記載された投書を受け取ったこと及び複数の元草津町議会議員や宿泊業関係者から、当該女性が原告からの連絡に困惑していたこと等を聞いたことからすると、原告が被告新井以外の女性に対して性加害をしたことは真実であるし、被告新井がこれを真実であると信ずるについて相当な理由がある。

したがって、被告新井には違法性阻却事由がある。

(被告飯塚の主張)

本件出版行為は、執務時間中の公的空間における町長のいかがわしい行為という公共の利害に関する事実に係るものであり、その目的が町長の資質・適格性を問うという専ら公益を図ることにあった。

そして、①被告新井が、被告飯塚の取材に応じて、本件性交渉があったことを告

白し、被告飯塚に対し、本件手紙や本件告白文を送付していること、②被告新井の本件性交渉を告白した際の態度・様子が自然であったこと、③同告白の内容が自然かつ詳細であったこと、④同告白が客観的事実による裏付けを伴うものであったこと、⑤被告新井に虚偽の告白をする動機がないことからすると、被告飯塚には、本件性交渉が真実であると信ずるについて相当の理由がある。

被告飯塚は、原告に対する反面取材をしていないが、これは、原告が、強引に湯 長制度を廃止したような人物であり、また、虚偽の文書を作成するなどして事実を 歪曲・捏造すると想定される人物であったことから、原告に対して取材をしても意 味がなく、かえって取材をすることによる弊害が予想されたためであり、原告に対 する反面取材をしなかったことには合理的な理由がある。

したがって、被告飯塚には違法性阻却事由がある

(被告中澤の主張)

被告中澤の本件理由書読み上げ行為には、公共性・公益目的性がある。そして、本件理由書読み上げ行為が摘示する、被告新井が原告と本件性交渉をしたことを告白したとの事実は、真実である。

したがって、被告中澤には違法性阻却事由がある。

(原告の主張)

ア 被告新井について

本件性交渉及び原告が被告新井以外の女性に対して性加害をしたことは公共の利害に関する事実ではなく、また、これらが公表された目的は公益を図ることにない。 そして、本件性交渉及び原告が被告新井以外の女性に対して性加害をしたことは、 全て虚偽である。

したがって、被告新井に違法性阻却事由はない。

イ 被告飯塚について

本件電子書籍の記載は、一般的に公表をはばかるような異性関係の醜聞に属する私生活上の行状であるため、公共の利害に関する事実に当たらないし、被告飯塚が

反対する政策を推し進める原告を窮地に陥れる目的でされたものであって、専ら公 益を図る目的でされたものとはいえない。

そして、①被告飯塚が、被告新井から本件性交渉について告白されたのに、原告に対して本件性交渉に関する反面取材をしていないこと、②被告新井が、被告飯塚に対し、本件性交渉があったことを伝えただけで、本件性交渉に関する具体的事実を説明しなかったこと、③被告新井が被告飯塚に送付した本件告白文は、経緯については詳細な記載があるのに、肝心の肉体関係に関する記述が欠落しており不自然であることから、被告飯塚について、本件性交渉が真実であると信ずるについて相当の理由があるとはいえない。

したがって、被告飯塚の本件出版行為に違法性阻却事由はない。

(3) 争点4 (本件各行為について、被告らの共同不法行為が成立するか否か) について

(原告の主張)

ア 被告新井の本件情報提供、被告飯塚の本件出版行為、被告中澤の本件理由書 読み上げ行為について

被告飯塚の本件出版行為は、被告新井の本件情報提供の内容を鵜呑みにし、原告に対する反面取材を経ずにされたものであるから、被告新井の本件情報提供との間に関連共同性がある。

また、被告中澤は、原告が本件情報提供の内容が事実に反すると反論していることを知りながら、草津町議会議員として慎重な検討をすることなく、本件情報提供の内容を鵜呑みにしたこと及び被告新井が被告中澤の提出した草津町長不信任決議案の賛同者となっていることからすると、被告新井の本件情報提供と被告中澤の本件理由書読み上げ行為との間には関連共同性がある。

したがって、被告らには共同不法行為が成立する。

イ 被告新井の本件記者会見発言について

被告飯塚は、被告新井と共同して、本件記者会見発言があった記者会見を開催し

たから、民法719条1項前段による共同不法行為が成立する。

また、被告新井の本件記者会見発言によって原告が被った名誉毀損の損害と、被告中澤の本件理由書読み上げ行為によって原告が被った名誉毀損の損害とが不可分であり、その寄与度が明らかでないため、被害者救済の観点から、被告中澤には、民法719条1項後段類推適用による共同不法行為が成立する。

ウ 被告新井の本件議会発言について

被告新井の本件議会発言は、被告中澤の本件理由書読み上げ行為と同一の草津町 議会でされたものであり、関連共同性があるから、被告中澤には、民法719条1 項前段による共同不法行為が成立する。

また、被告新井の本件議会発言によって原告が被った名誉毀損の損害と、被告飯塚の本件出版行為によって原告が被った名誉毀損の損害とが不可分であり、その寄与度が明らかでないため、被害者救済の観点から、被告飯塚には、民法719条1項後段類推適用による共同不法行為が成立する。

エ 被告新井の本件ウェブ公開行為及び本件ビラ配布行為について

被告新井の本件ウェブ公開行為及び本件ビラ配布行為によって原告が被った名替 毀損の損害と、被告飯塚の本件出版行為及び被告中澤の本件理由書読み上げ行為に よって原告が被った名替毀損の損害とが不可分であり、その寄与度が明らかでない ため、被害者救済の観点から、被告飯塚及び被告中澤には、民法719条1項後段 類推適用による共同不法行為が成立する。

(被告新井の主張)

否認ないし争う。

(被告飯塚の主張)

否認ないし争う。

特に被告新井の本件記者会見発言については、被告新井が被告飯塚との事前の打ち合わせを無視して一方的に自己の主張を述べるばかりで、被告飯塚が関与する余地がなかったから、被告飯塚に共同不法行為は成立しない。

(被告中澤の主張)

否認ないし争う。

(4) 争点5 (原告の損害額) について

(原告の主張)

ア 慰謝料

4000万円

原告は、被告らの本件各行為を通じて本件性交渉の事実が全国規模で伝播された ことにより、極めて重大な名誉毀損、人格権侵害を受けた。慰謝料は4000万円 を下回らない。

イ 弁護士費用

400万円

ウ 合計

4400万円

(被告新井の主張)

否認ないし争う。

(被告飯塚の主張)

被告飯塚が、本件電子書籍の内容が誤報であったことを認め、謝罪声明書を発表していること、原告に謝罪していること、本件電子書籍の販売を打ち切ったこと及び本件電子書籍による印税が11万円に達しないことからすると、原告の請求は過大である。

(被告中澤の主張)

否認ないし争う。



令和6年4月17日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官

